

議案第91号

山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定の一部変更について

山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定の一部を下記のとおり変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

1 変更内容 指定の期間

「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」を

「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(山陽小野田市小野田児童館を除く。)

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(山陽小野田市小野田児童館に限る。) 』とする。

- #### 2 変更理由
- 令和5年3月31日をもって山陽小野田市小野田児童館を廃止することに伴い、山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定期間を変更する。

(参考)

○変更前の指定内容

1 管理を行わせる公の施設の名称

山陽小野田市有帆児童館

山陽小野田市高千帆児童館

山陽小野田市高泊児童館

山陽小野田市小野田児童館

山陽小野田市須恵児童館

山陽小野田市赤崎児童館

山陽小野田市本山児童館

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで